

別表 3 分析方法等

1 公共用水域

区分	項目	河川	海域
		分析方法	分析方法
生活環境項目	pH	規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	同左
	BOD	規格21に定める方法	—
	COD	規格17に定める方法（ただし、B類型の工業用水及び水産2級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法）	同左
	SS	環境庁告示第59号付表9に掲げる方法	同左
	DO	規格32に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	同左
	底層DO	—	規格32に定める方法又は付表13に掲げる方法
	大腸菌数	環境庁告示第59号付表10に掲げる方法	同左
	n-ヘキサン抽出物質	環境庁告示第59号付表14に掲げる方法	同左
	全窒素	規格45.4又は45.6に定める方法	同左
	りん全磷	規格46.3に定める方法	同左
	全亜鉛	規格53に定める方法	同左
	ノニルフェノール	環境庁告示第59号付表11に掲げる方法	同左
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）	環境庁告示第59号付表12に掲げる方法	—
健康項目	カドミウム	規格55.2、55.3又は55.4に定める方法	同左
	全シアン	規格38.1.2（規格38の備考11を除く。以下同じ。）及び38.2に定める方法、規格38.1.2及び38.3に定める方法、規格38.1.2及び38.5に定める方法又は環境庁告示第59号付表1に掲げる方法	同左
	鉛	規格54に定める方法	同左
	六価クロム	規格 65.2（規格 65.2.2 及び 65.2.7 を除く。）に定める方法（ただし、次の1から3までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに定めるところによる。） 1 規格 65.2.1 に定める方法による場合 原則として光路長 50mm の吸収セルを用いること。 2 規格 65.2.3、65.2.4 又は 65.2.5 に定める方法による場合（規格 65.の備考 11 の b）による場合に限る。）試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg/L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70～120%であることを確認すること。 3 規格 65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 2に定めるところによるほか、日本産業規格K0170-7の7の a）又は b）に定める操作を行うこと。	同左
	砒素	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法	同左
	総水銀	環境庁告示第59号付表2に掲げる方法	同左
	アルキル水銀	環境庁告示第59号付表3に掲げる方法	同左
	PCB	環境庁告示第59号付表4に掲げる方法	同左
	ジクロロメタン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	同左
	四塩化炭素	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	同左
	1,2-ジクロロエタン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	同左
	1,1-ジクロロエチレン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	同左
	シス-1,2-ジクロロエチレン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	同左
	1,1,1-トリクロロエタン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	同左
	1,1,2-トリクロロエタン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	同左
	トリクロロエチレン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	同左
	テトラクロロエチレン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	同左
	1,3-ジクロロプロペン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	同左
	チウラム	環境庁告示第59号付表5に掲げる方法	同左
	シマジン	環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法	同左
	チオベンカルブ	環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法	同左

区分	項 目	河 川	海 域
		分 析 方 法	分 析 方 法
健康項目	ベンゼン	日本産業規格 K0125 の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 2 に定める方法	同左
	セレン	規格 67. 2、67. 3 又は 67. 4 に定める方法	同左
	硝酸性窒素	規格 43. 2. 1、43. 2. 3、43. 2. 5 又は 43. 2. 6 に定める方法	同左
	亜硝酸性窒素	規格 43. 1 に定める方法	同左
	ふっ素	規格 34. 1（規格 34 の備考 1 を除く。）若しくは 34. 4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200mL に硫酸 10mL、りん酸 60mL 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250mL を混合し、水を加えて 1, 000mL としたものを用い、日本産業規格 K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格 34. 1. 1c）（注（2）第三文及び規格 34 の備考 1 を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び環境庁告示第 59 号付表 7 に掲げる方法	—
	ほう素	規格 47. 1、47. 3 又は 47. 4 に定める方法	—
	1, 4-ジオキサン	環境庁告示第 59 号付表 8 の第 1、第 2 又は第 3 に掲げる方法	同左
要 監 視 項 目	クロロホルム	日本産業規格 K0125 の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 1 に定める方法	—
	トランス-1, 2-ジクロロエチレン	日本産業規格 K0125 の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 1 に定める方法	—
	1, 2-ジクロロプロパン	日本産業規格 K0125 の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 1 に定める方法	—
	p-ジクロロベンゼン	日本産業規格 K0125 の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 1 に定める方法	—
	イソキサチオン	環境庁通知付表 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	—
	ダイアジノン	環境庁通知付表 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	—
	フェントロチオン	環境庁通知付表 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	—
	イソプロチオラン	環境庁通知付表 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	—
	オキシ銅	環境庁通知付表 2 に掲げる方法	—
	クロロクロニル（T P N）	環境庁通知付表 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	—
	プロピザミド	環境庁通知付表 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	—
	E P N	環境庁通知付表 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	—
	ジクロルボス（D D V P）	環境庁通知付表 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	—
	フェノバルブ（B P M C）	環境庁通知付表 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	—
	イプロベンホス（I B P）	環境庁通知付表 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	—
	クロルニトロフェン（C N P）	環境庁通知付表 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	—
	トルエン	日本産業規格 K0125 の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 2 に定める方法	—
	キシレン	日本産業規格 K0125 の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 2 に定める方法	—
	フタル酸ジエチルヘキシル	環境庁通知付表 3 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	—
	ニッケル	規格 59. 3 に定める方法又は環境庁通知付表 4 若しくは付表 5 に掲げる方法	—
	モリブデン	規格 68. 2 に定める方法又は環境庁通知付表 4 若しくは付表 5 に掲げる方法	—
	アンチモン	環境省通知（ロ）付表 5 の第 1、第 2 又は第 3 に掲げる方法	—
	塩化ビニルモノマー	環境省通知（ロ）付表 1 に掲げる方法	—
	エピクロロヒドリン	環境省通知（ロ）付表 2 に掲げる方法	—
	全マンガン	規格 56. 2、56. 3、56. 4 又は 56. 5 に定める方法（準備操作は規格によるほか、海水など塩類を多く含む試料を分析する場合にあっては、必要に応じ試料を希釈することとする。）	—
	ウラン	環境省通知（ロ）付表 4 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	—
	フェノール	環境省通知（イ）付表 1 に掲げる方法	—
	ホルムアルデヒド	環境省通知（イ）付表 2 に掲げる方法	—
	4-tert-オクチルフェノール	環境省通知（ハ）付表 1 に掲げる方法	—
	アニリン	環境省通知（ハ）付表 2 に掲げる方法	—
	2, 4-ジクロロフェノール	環境省通知（ハ）付表 3 に掲げる方法	—
	P F O S 及び P F O A	環境省通知（ニ）付表 1 に掲げる方法	—

区分	項 目	河 川	海 域
		分 析 方 法	分 析 方 法
特殊項目	クロム	規格65.1に定める方法	－
	銅	規格52.2、52.3、52.4又は52.5に定める方法	－
	鉄	規格57.2、57.3又は57.4に定める方法	－
	マンガン	規格56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法	－
	フェノール類	規格28.1に定める方法	－
その他の項目	アンモニア性窒素	規格42.2、42.3、42.5又は42.6に基づく方法	同左
	無機性リン	規格46.1.1、46.1.3又は46.1.4に基づく方法	同左
	陰イオン界面活性剤	規格30.1に基づく方法	－
	濁度	日本産業規格K0101の9.4に定める方法	同左
	電気伝導度	規格13に定める方法	同左
	C l イオン	規格35.3に定める方法	同左
	クロロフィル a	上水試験方法（2011年版）IV.25.2に定める方法	海洋環境調査法(改訂版)9.2.4に定める方法
	トリハロメタン生成能	環境庁告示第30号別表に掲げる方法	－
	大腸菌群数	最確数による定量法（B G L B 培地によるMPN法）	－
一般項目	気温	規格7.1に定める方法	同左
	水温	規格7.2に定める方法	同左
	外観	規格8に定める方法	同左
	臭気	規格10.1に定める方法	同左
	透視度	規格9に定める方法	同左
	透明度	河川水質試験法（案）1.2	海洋観測指針による方法

- 注） 1：「規格」とは、『日本産業規格K0102』をいう。
- 2：「環境庁告示第59号」とは、『水質汚濁に係る環境基準について』（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）をいう。
- 3：「環境庁告示第30号」とは、『特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則第五条第二項に基づく環境大臣が定める検定方法』（平成7年6月16日環境庁告示第30号）をいう。
- 4：「環境庁通知」とは、『水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について』（平成5年4月28日環水規第121号環境庁水質保全局水質規制課長通知）をいう。
- 5：「環境省通知（イ）」とは、『水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について』（平成15年11月5日環水企発第031105001号・環水管発第031105001号環境省環境管理局水環境部長通知）をいう。
- 6：「環境省通知（ロ）」とは、『水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について』（平成16年3月31日環水企発第040331003号・環水管発第040331005号環境省環境管理局水環境部長通知）をいう。
- 7：「環境省通知（ハ）」とは、『水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について』（平成25年3月27日環水大発第1303272号環境省水・大気環境局長通知）をいう。
- 8：「環境省通知（ニ）」とは、『水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について』（令和2年5月28日環水大発第2005281号・環水大土発第2005282号環境省水・大気環境局長通知）をいう。
- 9：「河川水質試験方法（案）」とは、全国の一級河川及び湖沼の主要部において実施している水質調査に適用する試験方法を標準化することを主目的とし、建設省建設技術協議会水質連絡会及び財団法人河川環境管理財団により編集されたものをいう。（1997）
- 10：特殊項目の鉄、マンガンについて国土交通省及び京都市は溶解性鉄、溶解性マンガンを実施

2 地下水

区分	項 目	分 析 方 法
環 境 基 準 項 目	カドミウム	規格55.2、55.3又は55.4に定める方法
	全シアン	規格38.1.2（規格38の備考11を除く。以下同じ。）及び38.2に定める方法、規格38.1.2及び38.3に定める方法、規格38.1.2及び38.5に定める方法又は環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
	鉛	規格54に定める方法
	六価クロム	規格 65.2（規格 65.2.2 及び 65.2.7 を除く。）に定める方法（ただし、次の1から3までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに定めるところによる。） 1 規格 65.2.1 に定める方法による場合 原則として光路長 50mm の吸収セルを用いること。 2 規格 65.2.3、65.2.4 又は 65.2.5 に定める方法による場合（規格 65.の備考 11 の b）による場合に限る。）試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg/L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70～120%であることを確認すること。 3 規格 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合 2 に定めるところによるほか、日本産業規格K0170-7の7の a）又は b）に定める操作を行うこと。
	砒素	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
	総水銀	環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
	アルキル水銀	環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
	P C B	環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
	ジクロロメタン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	四塩化炭素	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	クロロエチレン	環境庁告示第10号付表に掲げる方法
	1,2-ジクロロエタン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
	1,1-ジクロロエチレン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	シス-1,2-ジクロロエチレン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
	1,1,1-トリクロロエタン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	1,1,2-トリクロロエタン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	トリクロロエチレン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	テトラクロロエチレン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	1,3-ジクロロプロペン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
	チウラム	環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
	シマジン	環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
	チオベンカルブ	環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
	ベンゼン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	セレン	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
	硝酸性窒素	規格43.2.1、43.2.3、43.2.5若しくは43.2.6に定める方法
	亜硝酸性窒素	規格43.1に定める方法
	ふっ素	規格34.1（規格34の備考1を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mLに硫酸10mL、りん酸60mL及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mLを混合し、水を加えて1000mLとしたものを用い、日本産業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格34.1.1c）（注）（2）三文及び 規格34の備考1を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
	ほう素	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
	1,4-ジオキサン	環境庁告示第59号付表8に掲げる方法
その他	p H	規格12.1に定める方法

注） 1：「規格」とは、『日本産業規格K0102』をいう。

2：「環境庁告示第59号」とは、『水質汚濁に係る環境基準について』（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）をいう。

3：「環境庁告示第10号」とは、『地下水の水質汚濁に係る環境基準について』（平成9年3月13日環境庁告示第10号）をいう。